



SDGs未来都市 こまき
こども夢・チャレンジNo.1都市宣言のまち

6/2~受付開始
結婚新生活を
応援!

新生活をスタートするための費用を補助します。

対象 世帯

- ・令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻した夫婦
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・令和6年中の夫婦の所得合計額が500万円未満 など

対象 経費

令和7年4月1日～令和8年3月13日に婚姻を機に支払った
費用（住宅購入費、賃借料(3か月分)、引越費用 など）

補助 上限

- ・夫婦ともに29歳以下の世帯：60万円
- ・上記以外の世帯：30万円



※予算に限りがあります。
※申請を希望される方は事前にご相談ください。

詳しくはこちら▲

問合先 小牧市 こども未来部 出会い・結婚支援室（本庁舎2階）
☎ 0568-39-5572 ☒ kekkonshien@city.komaki.lg.jp

□

小牧市結婚新生活支援補助金（令和7年度）対象 セルフチェックシート

以下の要件にすべて当てはまる方は、補助対象となる可能性があります。

	項目	チェック													
対象世帯	令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている。														
	婚姻届を提出した日における年齢が、夫婦ともに39歳以下である。														
	申請対象となる住宅が小牧市内にある。														
	夫婦ともに申請対象の住宅の所在地に住民登録をしている。														
	令和6年における夫婦の所得を合算した額が500万円未満である。 <table><tr><td rowspan="2">●所得金額</td><td>①夫</td><td>円</td></tr><tr><td>②妻</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">●貸与型奨学金返済額 ※令和6年における貸与型奨学金の年間返済額</td><td>③夫</td><td>円</td></tr><tr><td>④妻</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">夫婦の所得額の合計（①+②-③-④）</td><td>円</td></tr></table> （所得金額の確認方法） ○住民税を勤務先を通じて納付する方 ⇒市民税・県民税の決定・変更通知書の「総所得金額」 給与所得のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」でも確認できます。 ○上記以外の方 ⇒市民税・県民税の納税通知書の総所得と他の所得（分離譲渡所得等）の合計 ○所得額が不明な場合は、市民税課で発行する所得証明書で確認いただけます。	●所得金額	①夫	円	②妻	円	●貸与型奨学金返済額 ※令和6年における貸与型奨学金の年間返済額	③夫	円	④妻	円	夫婦の所得額の合計（①+②-③-④）		円	
	●所得金額		①夫	円											
		②妻	円												
	●貸与型奨学金返済額 ※令和6年における貸与型奨学金の年間返済額	③夫	円												
		④妻	円												
	夫婦の所得額の合計（①+②-③-④）		円												
夫婦ともに市税を滞納していない。															
夫婦ともに申請日以後も市内に住み続ける意思がある。															
夫婦ともに、過去に結婚新生活支援補助金を受けたことがない。															
小牧市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない。															
対象経費	住居費用（住宅購入費、賃借料）、リフォーム費用及び引越費用は令和7年4月1日から令和8年3月13日までに支払ったものである。														
	住宅やリフォームについて、婚姻前に取得・契約したものは、取得日・契約日が婚姻日から遡って1年以内である。														
	費用の支払いは夫婦のいずれかである。														
	住宅やリフォーム、賃借に関する契約名義は夫婦のいずれかである。														